

障害者控除対象者の認定基準について

別表第 1

点数表			
認知症高齢者の 日常生活自立度		障害高齢者の 日常生活自立度	
	点数		点数
自立	0	J1	0
I	0	J2	0
Ⅱa	5	A1	5
Ⅱb	5	A2	5
Ⅲa	10	B1	10
Ⅲb	10	B2	10
Ⅳ	15	C1	15
M	15	C2	15

【障害者】

認 定	基 準	
	要支援・要介護認定における 認定調査票及び主治医意見書で 状況を確認する場合	医師の診断書で障害の状況を 確認する場合 ※基準日において要支援・要介 護認定を受けていない場合のみ
(1) 身体障害者（3級～6級） に準ずる障害がある方	認定調査票及び主治医意見書に記 載された障害高齢者の日常生活自 立度について、別表第1で算出し た点数の合計が10点から15点 までの方	障害高齢者の日常生活自立度が A1又はA2に該当する方
(2) 知的障害者（軽度・中度） に準ずる障害がある方	認定調査票及び主治医意見書に記 載された認知症高齢者の日常生活 自立度について、別表第1で算出 した点数の合計が10点から15 点までの方	認知症高齢者の日常生活自立度 がⅡa又はⅡbに該当する方（身 体障害者（3級～6級）に準ず る障害がある方を除く）

【特別障害者】

認 定	基 準	
	要支援・要介護認定における 認定調査票及び主治医意見書で 状況を確認する場合	医師の診断書で障害の状況を 確認する場合 ※基準日において要支援・要介 護認定を受けていない場合のみ
(3) 身体障害者（１級、２級）に準ずる障害がある方	認定調査票及び主治医意見書に記載された障害高齢者の日常生活自立度について、別表第１で算出した点数の合計が２０点から３０点までの方	障害高齢者の日常生活自立度がＢ１、Ｂ２、Ｃ１又はＣ２に該当する方（ねたきり老人を除く）
(4) 知的障害者（重度）に準ずる障害がある方	認定調査票及び主治医意見書に記載された認知症高齢者の日常生活自立度について、別表第１で算出した点数の合計が２０点から３０点までの方	認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa、Ⅲb、Ⅳ又はⅣに該当する方（身体障害者（１級、２級）に準ずる方及びねたきり老人を除く）
(5) ねたきり老人	認定調査票及び主治医意見書に記載された障害高齢者の日常生活自立度について、別表第１で算出した点数の合計が３０点であって、認定調査日から基準日まで６か月以上経過している方	障害高齢者の日常生活自立度がＣ１又はＣ２に該当する方で、６か月程度以上臥床し、食事、排便等の日常生活に支障のある状態である方

※備考

認定調査票と主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度の合計点と認定調査票と主治医意見書の障害高齢者の日常生活自立度の合計点のうち、合計点が高い方を採用します。ただし合計点と同じ場合は、障害高齢者の日常生活自立度の合計点を採用し、身体障害者に準ずる者若しくはねたきり老人として認定します。